

平成31年1月23日  
戦略会議資料  
こども青少年局

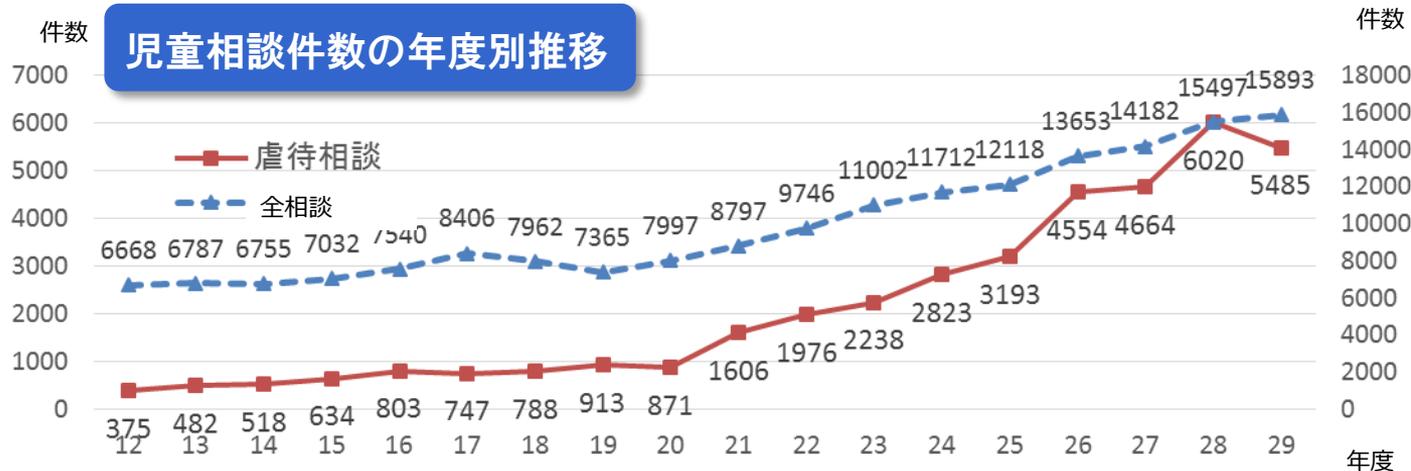
# 大阪市こども相談センターの建替え及び その候補地について

# 大阪市における児童相談所変遷と児童相談件数の年度別推移

## 児童相談所の変遷

- 昭和31年11月 大都市特例により大阪府から事務委譲：大阪市中央児童相談所を東区役所に開設（一時保護所は高津学園）
- 昭和33年 6月 西区立売堀の広教小学校舎跡に庁舎移転（同年8月に一時保護所を移転併設）
- 昭和58年12月 中央児童相談所（一時保護所を含む）が平野区喜連西に移転
- 平成22年 1月 中央児童相談所がこども相談センターとして中央区森ノ宮に移転（教育センター教育相談部門を統合）
- 平成26年 4月 一時保護所平野分室を開設（2か所目の一時保護所）
- 平成28年10月 南部こども相談センター開設（旧中央児童相談所：2か所目の児童相談所）
- 2021年4月 北部こども相談センター開設予定

## 児童相談件数の年度別推移



※ 平成29年度の虐待相談件数の減少は、児童福祉法の改正により受付件数が児童福祉司の配置数に反映されることになったため、厚生労働省に件数計上の基準について改めて確認し、その基準の解釈に合わせたためである。

# 児童相談所の機能強化にかかる国の動き（抜粋）

平成28年6月 児童福祉法改正	<ul style="list-style-type: none"><li>① 児童福祉司 → 人口と虐待相談対応件数を基準に配置標準が改正された。<ul style="list-style-type: none"><li>・各児童相談所の管轄区域の <b>4万人に1人以上を配置すること</b>を基本</li><li>・全国平均より <b>虐待相談対応の発生率が高い場合には、業務量（虐待対応件数）に応じて上乗せ</b>を行う。</li></ul></li><li>② 児童心理司 → 同法の改正に基づき配置が明記され、児童相談所運営指針により配置標準が定められた。（平成28年9月：同指針改正）<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>児童福祉司2人につき1人以上配置</b>することを標準</li></ul></li></ul>
平成29年8月2日 新しい社会的養育ビジョン	<p>○ 平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親と特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。</p> <p>ポイントの一つ：<b>児童相談所の機能強化と一時保護改革</b></p>
平成30年7月6日 一時保護ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"><li>① 原則として <b>個室対応を基本</b>とし、<b>個別対応を可能とするような職員配置や環境整備</b>を行うなど、一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援の確保</li><li>② また、子どもを一時的に、家族等から引き離す中で、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されること</li></ul>
平成30年12月18日 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）	<ul style="list-style-type: none"><li>① 児童相談所の機能強化<ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童福祉司増員 → 児童相談所の管轄地域の <b>人口/4万人 → /3万人</b> <b>里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司の追加配置</b></li><li>・ 児童心理司の増員、保健師の増員、弁護士的配置等</li><li>・ 一時保護の体制強化（<b>一時保護所の個室化推進、小規模グループケア等の専用施設設置の促進、個別性を尊重した一時保護が行われる環境整備</b>）</li></ul></li><li>・ 児童相談所の専門性強化</li></ul>

# 一時保護所の環境整備等の課題

## ○ 児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準

設備基準の改善点	平成23年6月改正（現行基準）	改正以前（旧基準）
居室面積（1人当たり）の引上げ	児童4.95㎡以上(乳幼児3.3㎡以上)	児童3.3㎡以上（前回改正→平成10年）
居室定員の上限の引上げ	児童4人以下（乳幼児6人以下）	児童15人以下（前回改正→昭和23年）
	南部こども相談センター	（中央）こども相談センター

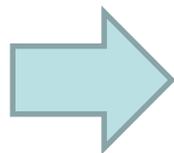
## ○ 一時保護ガイドライン抜粋（平成30年7月6日付け厚生労働省通知より）

- 一時保護が必要な子どもについては、その年齢も、また一時保護を要する背景も虐待や非行など様々であることから、**一時保護に際しては、こうした一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援を確保**し、子どもにとっての一時保護の意味を十分考慮に入れた、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的対応を基本とした、個別化された丁寧なケアが必要となる。
- 原則として個室対応を基本**とし、個別対応を可能とするような職員配置や環境整備を行うなど、一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援の確保に配慮し、子どもが安全感や安心感を持てる生活の保障に努めなければならない。

※ 現在のところ、居室面積や職員配置基準について具体的に示されてはおりません。

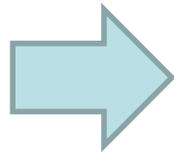
## こども相談センター—一時保護所に求められる環境や設備

◆一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援を確保



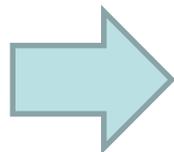
原則として個室対応

◆家庭的環境の中で束縛感を与えず、子どもの権利が尊重され、安心して生活できるような体制



最大6人までのユニットケア、  
家庭仕様のトイレ・浴室の整備

◆閉鎖的環境で保護する期間は必要最小限



開放的環境の整備

## 第2回大阪市児童虐待防止体制強化会議での有識者意見抜粋（10月30日開催）

### ○今後の一時保護所について（方向性）

一人一人の子どもの状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制や環境を整えることが必要である。

### ○一時保護所の環境改善について（課題）

現こども相談センター（中央区森ノ宮）は、平成22年1月に開設しているので、当時の基準に沿った一時保護所の整備がされている。今後の整備については、現行基準である平成23年6月に改正された基準は基より、平成30年7月6日付け厚生労働省通知「一時保護ガイドライン」に沿って環境を整える必要がある。そのガイドラインでは、原則として個室対応を基本としていること、閉鎖的環境での一時保護だけでなく、開放的環境における対応もできることが望ましいことなどが掲げられており、それを考慮して整備する必要がある。

### ○一時保護所の職員体制について（課題）

一時保護所は毎日のように入退所があり、子どもの集団が長期安定しない。個室化すると、それぞれの部屋でトラブルが起きることがある。新しい施設をうまく運用できるかについては、スペースの確保とあわせて、人員を配置できるかがポイントになる。

# こども相談センター施設概要

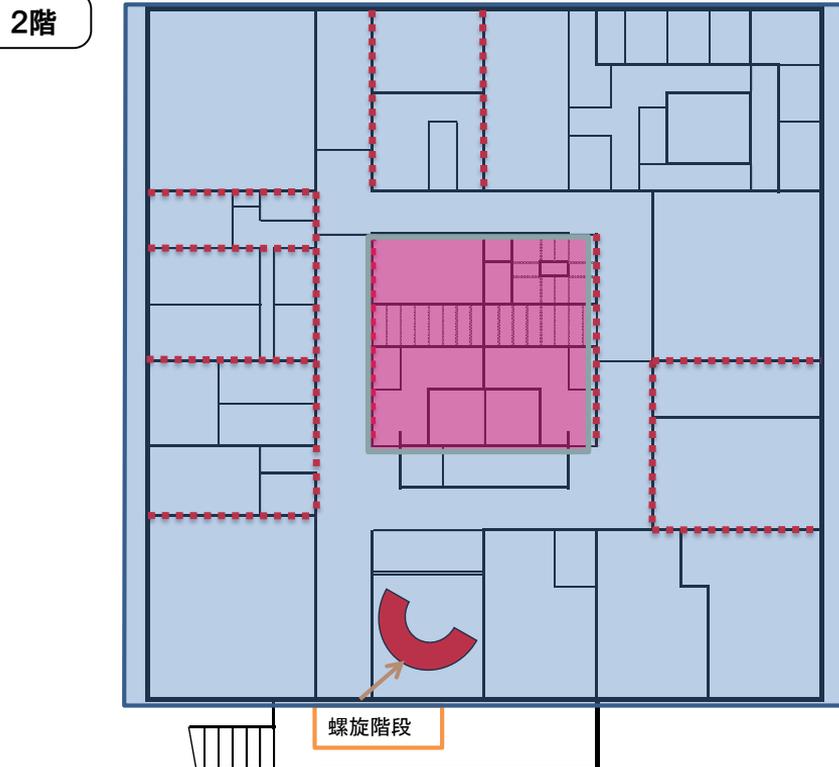
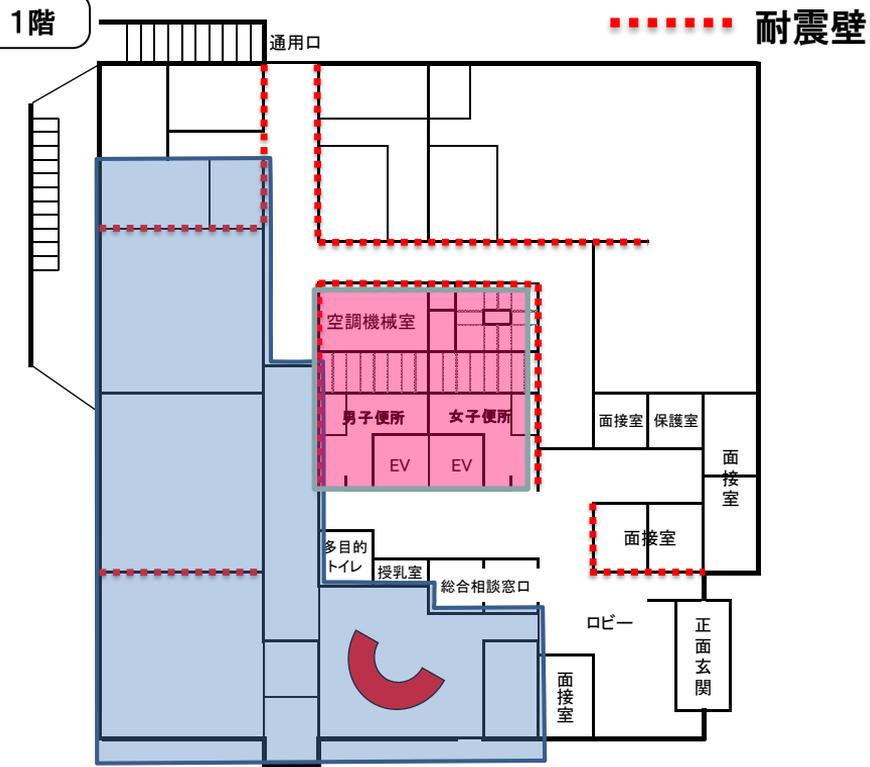
大阪市こども相談センター 所在地：中央区森ノ宮中央1-17-5

建築年度 昭和47年10月（築46年経過）  
開設年月 平成22年1月 ※もと市立労働会館を改修し、平野区から移転開設  
敷地面積 約6,100㎡（うち、一時保護所所庭370㎡）  
建築面積 約1,500㎡  
建物構造 RC地上5階（一部6階）地下1階建て  
延床面積 約8,500㎡（うち、一時保護所部分は約1,300㎡）  
一時保護所定員 70名（内訳：男子学童：22名、女子学童20名、幼児28名）

今後計画的な改修の検討が必要な主な設備

主な設備等	設置、製造年	標準耐用年数
外壁（建築関係）	建築当時（46年経過）	10年
非常用発電機（電気）	昭和53年製（39年経過）	30年
冷温水ポンプ（機械）	建築当時（46年経過）	20年
セントラル空調機（機械）	1階：昭和61年（31年経過） 2階：昭和63年（29年経過） 3階：平成2年（27年経過）	20年

# こども相談センター—時保護所平面図



- ・ 各所に耐震壁が設けられていることや、中央部分に非常階段やエレベーターがあり、設計上大きな制約になることから、個室化に向けた改修が実施できない。
- ・ 現こども相談センターは、昭和47年竣工しており、老朽化が著しく維持管理等に多額な費用が見込まれる。

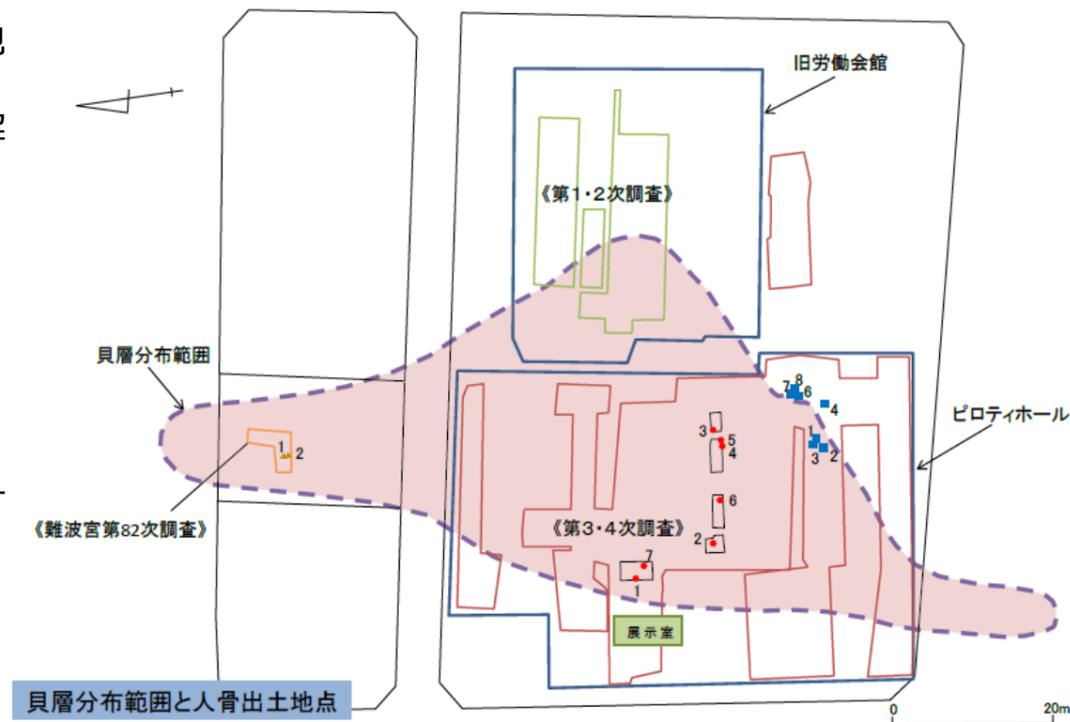
# 現こども相談センター又はピロティホール用地での建替え検討について

## 埋蔵文化財

- 現在のピロティホール、及びこども相談センターの敷地には、「森の宮遺跡（縄文時代の貝塚、人骨等）」がある。本格調査が終了していないので、建物を解体後、調査が必要である。
- 歴史的価値の高いものが出土すると**史跡指定され建設できない可能性がある**。
- 調査期間100㎡当たり2か月→2～3年**
- 調査費 1㎡当たり10万→全体3億5千万円

## 仮設費

- 現状のこども相談センター用地での建替えを検討する場合、仮設の事務所及び一時保護所があるが、その**仮設建築費の見込み額が、10億程度**となる。  
(参考：鉄骨造の場合の仮庁舎の建築単価25万円/㎡)



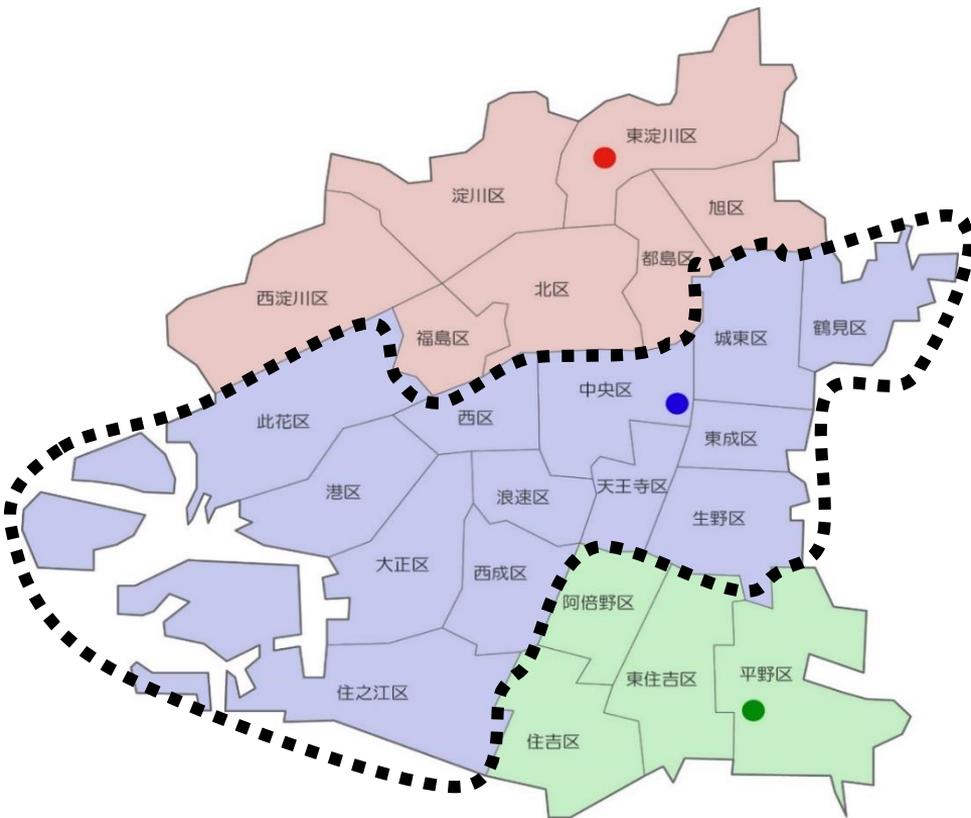
- 史跡指定されると建築ができなくなる可能性があるうえ、埋蔵文化財の調査に2～3年要することや、また仮設庁舎の建設に多額の経費を要するため、現在地での建替えプランは、現実的ではないと考えている。

## 森の宮遺跡のあらまし

- 森の宮遺跡は、上町台地東北端に近く、台地が平野に移行するあたりに位置し、標高は7mです。
- 昭和35年ごろ、工事中に縄文・弥生土器片が見つかったのが、調査のきっかけとなりました。
- 昭和46年、市立労働会館の建設に先立つ調査（第1次・第2次）で、縄文時代から近世にいたる複合遺跡であることがわかりました。また、貝塚の発見により、西日本の縄文遺跡の中で、特に重要なものとして注目されています。
- 昭和49年～50年、このピロティホールの建設に伴い、第3次調査が行われ、貝塚から10体の人骨が検出されて、「大阪市民第1号」と呼ばれました。昭和52年には、ピロティホールの基礎部分に限って第4次の発掘調査を行い、新たに7体の人骨が出土しました。
- 過去の4次の調査の結果、森の宮遺跡は縄文時代中期から近世大坂城関係の遺跡に至るまで5000年以上に渡って、人が生活しつづけた遺跡であることが明らかになりました。

※森の宮遺跡ホームページより

# こども相談センターを建替える場合の候補地の条件



【現在のこども相談センター位置図】 ● ● ●

## 中央こども相談センターの管轄区

- 北部こども相談センター、及び南部こども相談センター管轄に該当しない13区

## 公共交通の利便性

- 本施設は、ベビーカーを利用する等乳幼児を伴ったり、障がいのある市民が相談等で来所するほか、宿日直者が勤務し、夜間・休日の安全確認の拠点となることから、交通のアクセスが良いこと
  - 最寄り駅から徒歩で容易に来所ができること
  - 13区からのアクセスが良いこと（公共交通機関が2経路以上利用できること）

## 必要な床面積が確保できる敷地

- 平成30年12月「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定された。児童福祉司、児童心理司の職員体制・専門性の強化策、一時保護の体制強化策等に対応できること
  - 現こども相談センター：延床8,735.5㎡、土地3,870㎡

## 利用する子どもにとって望ましい環境の確保

- (教育相談通所事業にも利用するため)
- 最寄り駅からの経路が安全で、刺激が少ない環境
- 各種スポーツができる十分な広さがある運動スペースの確保